

民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案のたたき台(2)

(前注) 下線部は部会資料14-1から実質的な変更がある部分を示す。

5

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等の創設 1 新たな遺言の方式に関する規律

- (1) 民法第967条（普通の方式による遺言の種類）の規律を以下のように改めるものとする。

10 遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。（注1）

- (2) 保管証書遺言として、以下のような規律を設けるものとする。

ア 本則（民法関係）

15 (ア) 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- ① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注2）。

- ② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）第3条に規定する遺言書保管官をいう。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

25 (イ) (ア)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(ア)②の口述に代えなければならない。

ウ 相続財産の目録の特則（民法関係）

ア(ア)②及びイにかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、ア(ア)②の口述又はイによる通訳人の通訳による

35

申述若しくは自書を要しない。

エ 遺言書保管法関係

(ア) 保管の申請手続

- ① アからウまでの規律により保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしなければならない（注3）。
- ② ①の申請に係る保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない（注4）。
- ③ ①の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

(イ) 外国語による保管証書遺言書の保管の申請手続

(ア)に加え、申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及びア(ア)②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下同じ。）の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

(ウ) 本人確認、口述の手続

- ① 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする（注5）。
- ② 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、①にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、①に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。
- ③ 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述をさせ、又は(イ)の法務省令で定

める措置を講じさせることができる（注6）。

（I）保管の手続

- ① 保管証書遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは保管証書遺言書に記録された事項を②の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。
- ② 保管証書遺言書に係る情報の管理は、保管証書遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあっては、保管証書遺言書の画像情報）のほか、保管証書遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う（注7）。

（注1）保管証書について、「ア①に従って作成され、かつ、同②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人による申述又は自書を含む。）がされる証書であって、遺言書保管法の定めるところにより保管されるものをいう。」のような定義を定めるものとする。

（注2）署名に代わる措置として、法務省令において、電磁的記録の場合には電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うこと、遺言者が書面に署名することができない場合にあっては、証書への氏名の記載を要件とするとともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している。

（注3）法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、申請をする旨を定めることを想定している。

（注4）法務省令において、電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を、それぞれ定めることを想定している。

（注5）法務省令において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定している。

（注6）遺言書保管官において、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人がいないことを求め、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している。

（注7）遺言書保管ファイルには、本文記載の事項のほか、遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）、受遺者及び遺言執行者の氏名又は名称及び住所、保管証書遺言書が保管されている遺言書保管

所（電磁的記録をもって作成された保管証書遺言書の場合は当該遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所）の名称及び保管番号等、その他法務省令で定める事項を記録することを想定している。また、政令又は法務省令において、相続人等は、特別の事由があるときは、（遺言書保管ファイルに記録されない）申請書の添付書類等の閲覧又は謄本の交付等の請求をすることができる旨を定めることを想定している。

（補足説明）

1 部会資料14－1からの変更点

①本文1(1)の（注1）として、保管証書の定義を定めるものとし、その内容を記載したこと、②本文1(2)ア(ア)②及びウについて、遺言書保管官が財産目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、財産目録の口述を要しない旨規律を設けるものとしたこと、③本文1(2)エ(イ)について、外国語で記載等がされた遺言書を保管証書遺言の対象とした上で、その遺言の全文の日本語による翻訳文の提供及び口述の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない旨規律を設けるものとしたこと、④本文1(2)エ(ウ)③の（注6）として、遺言書保管官において遺言者の周囲に介助者等以外の他人がいないことを求め、遺言者の周囲に他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している旨記載したこと、⑤本文1(2)エ(エ)②の（注7）として、遺言書保管ファイルに記録する事項の具体的なほか、政令又は法務省令において、相続人等が、遺言書保管ファイルに記録されない申請書の添付書類等の閲覧又は謄本の交付の請求等をすることができる旨を定めることを想定している旨記載したこと、⑥その他字句等の修正をしたことが変更点である。

2 前回会議での指摘についての考え方

(1) 「保管証書」との呼称

前回会議では、「保管証書」という文言について、様々な場面で、供託義務者が所定の金銭を供託したことを証するため監督官庁に対し供託書正本を提出した場合に、監督官庁が供託者に保管証書を交付するものとされていること（一例として、公認会計士法施行規則（（平成19年内閣府令第81号）71条5項等参照）や、自筆証書遺言書保管制度を利用する遺言書と区別する必要があることから、別の表現が望ましいのではないかとの指摘があった。

5

10

15

20

25

この点について、本文1(1)の（注1）のとおり、保管証書の内容を明確にするため、保管証書の定義に関する規律を設けてその内容を記載しているところ、その内容のとおり、保管証書は、遺言の全文が記載された証書に署名等をすることによって作成され、かつ、証書に記載された遺言の全文の口述がされた後、証書が保管されることを要件とするものであって、保管をしなければ効力が生じないという点において自筆証書とはその性質を異にするものであるから、「保管」という文言がその証書の性質を示すものであるといえる。そして、「保管」という文言を用いることによって、有効な遺言となるために保管（その前提として遺言の全文の口述等の手続が必要であることを含む。）が必要であることが示され、後記(2)のような自筆証書遺言と保管証書遺言との関係性を示す上でも、新たな遺言の方式の呼称について「保管」という文言を用いることが有用であると考えられる。なお、現在の実務において「保管証書」という文言が用いられる場面と遺言の新たな方式における「保管証書」という文言が用いられる場面とは異なる上、新たな遺言の方式については、一般に「保管証書遺言」又は「保管証書遺言書」という文言で用いられることが想定されることからすれば、実務上の混乱が生じるとも考え難い。

また、令和5年成立の民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公正証書については、電磁的記録をもって作成されるものと書面をもって作成されるものを含むものとして「証書」という文言を用いることとされ、公正証書遺言についても上記の両者を含む概念として「証書」という語が用いられていることからすれば、それと同様に、新たな遺言の方式においても、上記の両者を含む概念として「証書」との文言を用いることが相当であると考えられる。なお、「○○証書（遺言）」との文言を用いることは、他の普通の方式の呼称とも整合的であり、国民にとっても分かりやすいと考えられる。

以上のような考え方を踏まえ、本文では、「保管証書（遺言）」という文言を用いることとしている。

(2) 自筆証書遺言と書面をもって作成する保管証書遺言との関係

30

35

前回会議では、自筆証書遺言として成立した遺言書について、遺言者の選択肢を広く認める観点等から、遺言者が、自筆証書遺言書としての保管の申請をするのか、保管証書遺言書としての保管の申請をするのかを選択して申請することを認めた上で、後者として保管がされた場合、自筆証書遺言としての効力と保管証書遺言としての効力を有することとなるところ、保管の申請の撤回がされた場合には保管証書遺言としては撤回されたものとみなされる一方で、返還された遺言書は自筆証書遺言として効力を有し、当該

遺言書を破棄することによって自筆証書遺言としての効力を失わせることができるとする考え方賛成する意見が複数あり、これに反対する意見はなかつた。

そのため、部会資料14-1と同様、上記の考え方を前提とする本文の規律を維持した上で、上記の取扱いについては、一般的な周知とともに、保管された遺言書を返還する際にその旨説明をすることが必要であるとの指摘も踏まえ、法務局においては、その点の説明を含めて適切に周知広報を行うことが考えられる。

(3) 全文の口述と財産目録との関係

前回会議では、本文1(2)ア(ア)②の要件に関し、遺言者が、別紙として添付された財産目録の内容を認識した上で遺言の全文を口述する必要があるとの考え方賛成する意見が複数あった上で、それを担保する在り方については、財産目録を含めて遺言の全文を口述することが考えられるとの指摘や、遺言書保管官が遺言者の当該認識を確認するために求められる行為を省令又は通達で明確化する必要があるとの指摘があった。

この点について、常に遺言者による財産目録の口述を求めるとして、財産目録の内容によってはその口述に時間を要することとなり、遺言者等の負担となり、利便性を欠くこととなると考えられる。また、遺言者に財産目録の要旨を口述させるものとした場合には、財産目録の要旨に当たるかどうかの判断に疑義が生じ得るとも考えられる。

そこで、本部会資料では、本文1(2)ア(ア)②及びウのとおり、遺言書保管官が財産目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、口述を要しないものとする規律を設けることを提案している。すなわち、遺言者としては、財産目録の内容を含め、遺言の全文を認識して口述することが求められるところ、遺言書保管官が財産目録の内容を閲覧させるなどして遺言者がその内容を認識している場合には、財産目録の口述を要しないとすることが相当と考えられる。同様に、上記の法務省令で定める措置については、遺言者がその内容を認識していることを外形的に担保する措置である必要があると考えられる。

(4) 外国語の遺言書

ア 前回会議では、外国語で記載等がされた遺言書を保管証書遺言の対象外とすることは相当でないこと、遺言書は遺言者の最終意思が現れるものであることから遺言者が理解している言語に基づくものであることが適當であること、遺言者が翻訳文を自ら準備して遺言書保管官に提供する以上、遺言書と翻訳文との齟齬が生じることは通常考え難く、通訳人の通訳を介することでその点の正確性についても担保することができると

考えられることなどを踏まえ、外国語で記載等がされた遺言書を保管証書遺言の対象とすることとした上で、当該口述の適正性を確保するため、遺言書保管官は、申請人に対し、その遺言の全文の日本語による翻訳文を提供させるとともに、通訳人に通訳をさせるものとするとの考え方賛成する意見が多数であり、これに反対する意見はなかった。

その上で、部会資料14-1に記載のとおり、今後のデジタル技術の動向や遺言書保管所の設備の状況等によっては、例えば、遺言書保管官の用意する文字起こしソフトを使用して、遺言書保管官の指示に従って遺言者に口述を行わせ、遺言書保管官において、その文字起こしと遺言書（いざれも外国語）とを比較対照することによって、その口述が適正に行われたことを確認することができる可能性もあることを踏まえ、法務省令にこうした措置を規定することができるよう、翻訳文の提供及び通訳人の通訳に準ずるものとして、「当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるもの」を講じる旨の規律を設けることが考えられる。そこで、本部会資料では、本文1(2)エ(イ)のとおり、上記の考え方に基づく規律を提案している。この点、遺言書に日本語と外国語が混在している場合も考えられるが、上記の考え方によれば、外国の地名・人名等の固有名詞や日本語として広く使われているような外国語を除き、翻訳文の提供等が必要であると考えられる。

なお、上記のとおり、基本的に想定される事態ではないものの、仮に、遺言書と日本語による翻訳文の相違が事後に判明した場合、翻訳文は遺言書そのものではないことからそのことを理由として直ちに遺言が無効となるものではないものの、その相違の内容及び程度によっては、遺言の全文の口述を欠き、当該遺言が無効となる場合があると考えられる。

イ 前回会議では、外国語の遺言書を保管した場合、その遺言執行を円滑にする観点から、保管の申請時に遺言書保管所に提供された日本語の翻訳文を相続人等にも提供されることが望ましい旨の指摘があった。

この点について、現行の自筆証書遺言書保管制度では、相続人等において、遺言書保管ファイルに記録された事項について遺言書情報証明書として提供を受けることができるものの、日本語による翻訳文は遺言書ではなく、申請書の添付書類にすぎないことから、遺言書保管ファイルには記録されておらず、遺言書情報証明書にも記載がされないこととされている。

もっとも、申請書の添付書類は、申請書とともに遺言書保管所に保存され、相続人等の閲覧に供されることとされているから（法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号）第10条第3項参

照)、申請書の添付書類の一つである翻訳文についても、遺言書保管所に保存され、相続人等の閲覧に供されている。

保管証書遺言においても、同様に、翻訳文を遺言書保管所において保存し、相続人等の閲覧に供することが考えられるほか、保管証書遺言の場合には、通訳人による通訳と遺言書の日本語による翻訳文との一致を確認して「全文の口述」要件が満たされることを確認することになり、翻訳文がより重要な位置付けを有することを踏まえ、本文1(2)エ(イ)②の(注7)に記載したように、政令又は法務省令において、相続人等が翻訳文の謄本の交付請求等をすることができるとする想定している。

10 (5) 本人確認の在り方

前回会議では、本文1(2)エ(ウ)①の(注5)について、本人確認資料の券面の偽造等があり得るため、eKYCと同様のレベルでの保管の申請時の本人確認が求められるとの指摘や、ウェブ会議において、遺言書保管官が目視で遺言者の同一性を確認するには限界があるから、技術的な措置による担保が必要ではないかとの指摘があった。

この点について、上記(注5)においては、法務省令において、具体的な本人手続の在り方として、個人番号カード等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定していると記載しているものの、その具体的な内容については、施行時点における諸状況を踏まえて定められることが想定され、デジタル技術の進展・普及等の状況を踏まえ、他の制度で認められている本人確認方法と同様、いわゆるeKYCと呼称される本人確認方法である、顔写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報等の送信を受ける方法や、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等も含まれ得る。(注)

そして、ウェブ会議を利用する場合については、それらの厳格な本人確認方法を講じた上で、遺言書保管官が、申請人から事前に提供を受けた顔写真のデータとウェブ会議の画面に映っている申請人の顔を照合し、申請人の了承を得てウェブ会議の画像キャプチャを保存すること、ウェブ会議の画像キャプチャ等は第三者によるなりすましの疑い等がある場合には事後に相続人等が閲覧できることとし、事後の検証を可能とすることを想定しているため、第三者によるなりすましは相当程度防止できると考えられる。

35 (注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)では、金融機関等による厳格な本人確認が求められているところ、具体的な本人確認方

法としては、金融機関等が、顧客等から、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法のほか、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び顔写真付き本人確認書類に組み込まれた ICチップ情報の送信を受ける方法、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等が定められている（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項第1号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第6条第1項、第7条参照）。

(6) 遺言の全文の口述の在り方

前回会議では、ウェブ会議の利用を認める場面について、他人が遺言書を作成して保管の申請をする可能性がある上、遺言の全文を口述する際、周囲に他人がいると、その他人の影響が及んでいるおそれがあり、真意性の担保に十分ではないと考えられることから、遺言者の周囲に他人がいないことを求めるべきであるとの意見が複数あり、これに明確に反対する意見はなかった。

そこで、本文1(2)エ(ウ)③の（注6）のとおり、遺言書保管官において、遺言者の周囲に他人がいないことを求めるここと、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、遺言者にカメラを操作させ、周囲の全方位を撮影させることなどを求めるものとすること（離れた場所からイヤホン等を通じて遺言者に指示を与えることなどを防止するため、ヘッドセット・イヤホンの使用を認めないとすることも考えられ、遺言者から補聴器であるから必要であるとの説明があった場合には、その旨を記録化して保存し、事後に相続人等が閲覧することができるとしても考えられる。）、遺言者の周囲に他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させることとする考え方を提案している。

その上で、身体等の障害を有する者やデジタル機器の操作に不慣れな者においてもウェブ会議の利用を阻害しないようにする観点からは、介助者及びウェブ会議に係る機器の操作補助者については同席を認め、当該同席者の氏名、住所、同席の目的等を申し出させ、ウェブ会議の際には、当該者の本人確認をするとともに、これらの記録（ウェブ会議の画像キャプチャを含む。）を申請書類等と共に保存し、事後に疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等が閲覧することができるものとするこ

とが考えられる。この点、介助者及び機器の操作補助者については、推定相続人や受遺者等の証人等の欠格事由に該当する者（民法第974条）は認めないことが望ましく、他に適切な者がいない場合にのみ介助者等として同席を認めることが相当と考えられる。

5 以上の点については、現時点でのデジタル技術の状況を踏まえたものであり、また、遺言者が遺言書保管所に出頭して遺言の全文の口述をする際も基本的には同様であると考えられるところ、今後のデジタル技術の発展等も踏まえて柔軟に適切な措置をとることができるように、その旨を通達で定めることを想定している。

10 なお、前回会議では、遺言者の利便性を高める観点から、なるべく広くウェブ会議を認めるべきである旨の指摘もあった。この点については、上記の考え方をとる場合であっても、一定の場合に介助者等の同席を認めなければ、遺言者の周囲に他人がいないことを求めることによってウェブ会議の利用が制約される場面は想定し難く、その利用を認められる場面が不15 当に狭くなることはないと考えられる。

(7) 遺言書保管官による記録化

前回会議では、遺言書保管官は、事後に紛争が生じた際のため、遺言者の20 遺言能力の有無を一定程度確認できるような質問をしてそれを記録化することや、遺言の全文の口述の際のやり取りを記録化することを検討すべきである旨の指摘があった。

この点について、遺言書保管官は形式的審査を前提としており、遺言能力の有無を審査の対象とするものではないことから、その審査の対象外の事情を記録化することは相当ではなく、また、そのような審査能力のない者による記録化は適当ではないとも考えられる。

25 他方で、遺言者が遺言の全文を口述することができず、遺言書保管官がそのことを理由として却下するに至るような場合については、却下に至る判断過程を明らかにするためにその過程を一定程度記録化する必要があると考えられるほか、具体的な本人確認の方法（本人確認資料の種類、対面、オンライン又は郵送による提供手段、ウェブ会議を利用する場合の画像キャプチャ等を含む。）、遺言の全文の口述の際の第三者（介助者等）の同席の有無（同席者がいる場合の同席者の氏名、住所、同席の目的等を含む。）、口がきけない者が遺言をした場合の方法（通訳人の通訳による申述の場合は通訳人の氏名、住所を、自書の場合はその具体的な方法を、それぞれ含む。）、外国語の遺言書の確認方法等については、遺言の方式要件等に従って適正30 に遺言がされ、及び保管されたものであることを確認するため、記録化することが必要であると考えられる。

そのため、上記の事項を遺言書保管ファイルに記録し、又はその他の方法によって記録化し、一定の場合には相続人等が閲覧等を請求できるようにすることを政令又は法務省令において定めることを想定していることから、本文1(2)エ(イ)②の（注7）にその旨記載している。

5 なお、口述の際のやり取り等を録音・録画して記録化することについては、現時点で一般的に利用可能なデジタル技術では、そのデータ量が膨大となり保存が困難であるほか、ファイル形式によっては長期間経過後に再生することが困難となる可能性もあると考えられるものの、政令又は法務省令の規律の在り方を含め、遺言書保管官による運用に当たっては、デジタル技術の進展等も踏まえながら、適切な記録化の方法、相続人等による閲覧の方法等を検討する必要があると考えられる。

10

2 保管証書遺言書の管理制度の規律

15 保管証書遺言書の管理制度として、以下のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者による保管証書遺言書等の閲覧請求等（注1）

- ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書（書面に限る。）及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。
- イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。
- ウ 本文1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、ア及びイの請求について準用する。
- エ 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。

(2) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等（注1）

- ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等（相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。）とする保管証書遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下同じ。）について、保管証書遺言書の保管の有無（保管証書遺言書が保管されている場合には、その保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所の名称等を含む。）を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注3）。
- イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書について、その保管証書遺言書（書面に限る。）及びその保管証書遺言書に係る遺言

書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

- ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、撤回がされたその保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。
- 5 エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書に係る情報等を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注3）。

（3）相続人等に対する通知

- ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等((2)イ又はエの請求をした者を除く。)に対し、保管証書遺言書を保管している旨を通知しなければならない。
- イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る保管証書遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる（注1）。

（4）遺言書の検認の適用除外

民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている保管証書遺言書については、適用しない。

（注1）法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、請求、申出をする旨を定めることを想定している。

（注2）保管証書遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

（注3）法務省令において、(2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行う旨を定めることを想定している。

（補足説明）

1 部会資料14-1からの変更点

字句等の修正をしたほか、部会資料14-1から実質的な変更はない。

2 前回会議での指摘についての考え方

前回会議では、デジタル完結を図る観点から、書面をもって作成された保管証書遺言書について、当該遺言書をスキャンし、電磁的記録として保管することが考えられるとの指摘があった。

この点について、書面をもって作成された保管証書遺言書については、相続人等において、その原本の形状等を確認したいとのニーズがあると考えられ、

その原本を遺言書保管所において保管する必要性が一定程度認められるほか、当該遺言書を保管せずに遺言書へ返却する仕組みとする場合、郵送で当該遺言書の郵送を受け付けた際には遺言者の自宅等へ郵送することになると考えられるが、遺言者の家族が遺言書本人に代わって当該遺言書を受け取り、その内容を閲覧するおそれなども生じ得ると考えられる。

そのため、遺言書保管官は、当該遺言書を遺言書保管所において保管するとともに、その画像情報を遺言書保管ファイルに記録することによって管理することを想定している。

10 3 保管証書遺言書の保管の申請の撤回に関する規律

保管証書遺言書の保管の申請の撤回について、以下のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、保管の申請を撤回することができる。

(2) 本文 1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、3(1)の撤回について準用する。

(3) 遺言書保管官は、遺言者が3(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している保管証書遺言書（書面に限る。）を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその保管証書遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない（注）。

(4) 遺言者が3(1)の撤回をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

（注）法務省令において、保管の申請の撤回がされた年月日等を閉鎖遺言書保管ファイルに記録する情報として定めることを想定している。

（補足説明）

1 部会資料1 4—1からの変更点

本文 3(3)に閉鎖遺言書保管ファイルに記録する情報として、「その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録する情報として定めることを想定している。

2 前回会議での指摘についての考え方

前回会議では、閉鎖遺言書保管ファイルの記録事項について、遺言書に記載等がされた情報のみではなく、保管の申請がされた日や撤回がされた日等も記録することが考えられるとの指摘があった。

この点について、閉鎖遺言書保管ファイルについては、遺言書に記載等がされた情報に限らず、遺言書保管ファイルに記録された情報（遺言書の情報、保管を開始した年月日等）を記録することを想定しているが、このほかに、保管の申請の撤回がされた日についても相続人等が閲覧等をすることができる必要があると考えられるため、閉鎖遺言書保管ファイルに記録することが考えられる。

そのため、保管の申請の撤回がされた日など相続人等において閲覧等をすることが有用な情報を閉鎖遺言書保管ファイルに記録することができるよう、本文3(3)のとおり、同ファイルに記録する情報として、「その他法務省令で定める情報」を追記する旨修正している。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

第968条第1項を以下のように改めるものとする。

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

その他、財産目録の每葉にする押印要件（同条第2項）及び加除その他の変更の際の押印要件（同条第3項）についても廃止するものとする。

（補足説明）

- 1 部会資料14-1の第2と同様に、自筆証書遺言における押印要件を廃止することを提案している。
- 2 前回会議では、押印は不要となるものの、引き続き遺言書の完成の確保が重要であることを条文上明確にするため、第968条第1項について、柱書を「自筆証書遺言によって遺言をするには、次に掲げるものを自書しなければならない。」とした上で、各号に「全文」、「日付」、「氏名」をそれぞれ記載するべきではないか、との指摘があった。

この点について検討すると、押印要件を廃止することに伴い、全文、日付及び氏名の自書要件に関する解釈を変更することは想定していないことから、現行法の条文の構成等を基本的に維持することが望ましいと考えられること、民法やその他の法律における同様の用例も見当たらないことからすると、押印要件を廃止した後も、引き続き遺言書の完成の確保が重要であることについて適切に周知等を行うこととして、同項については、本文記載のとおりとすることが考えられる。

もっとも、同項の「氏名の自書」は、「署名」と意味において異ならないものの、押印の機会の減少に伴って「署名」が押印に代わるものとして認識されつつあり、「署名」はその文言上、「氏名の自書」に比べ、文書の完成の確保の

ために末尾にすべきものとのイメージを抱きやすいとも考えられる。また、自書すべき範囲について定める第968条第2項では、「署名」との文言が用いられていることからすると、同条第1項においても、「氏名の自書」に代えて「署名」との文言を用いることとし、「自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文及び日付を自書し、これに署名しなければならない。」とすることも考えられる。他方で、このように文言を改めた場合には、現行法における自書要件に実質的な変更をもたらすものではないにもかかわらず、その変更がされたとの誤解が生じさせるおそれがあるとも考えられる。

5 以上について、どのように考えるか。

10

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件（注1）については、廃止するものとする。（注2）

（注1）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

（注2）領事方式により秘密証書遺言をする場合は、遺言者及び証人の押印は要しない旨定める民法第984条後段の規定については、削除するものとする。

20

（補足説明）

1 部会資料14-1の第3と同様に、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件を廃止することを提案している。

2 前回会議では、秘密証書遺言における封印要件等が廃止されることから、「封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。」と定める第1004条第3項の規定を見直す必要があるかどうかを検討すべきではないか、との指摘があった。

30 この点について検討すると、現行法上、秘密証書遺言は封印が方式要件とされているため、全ての場合において同項が適用され、家庭裁判所における開封手続が必要となる（中川善之助ほか「新版注釈民法（28）相続（3）遺言・遺留分」有斐閣コンメンタール304頁）一方、封印要件を廃止した場合には、秘密証書遺言についても封印がある場合に限り同項が適用されることになり、開封手続が必要な範囲が変わることになる。それを回避するために、同項の規律を見直して、秘密証書遺言については、封印の有無にかかわらず、一律に開封手続を要するとすることが考えられる。

35

しかし、同項の趣旨は、遺言書の偽造・変造を防ぐことにあるところ、これらを防ぐ必要性については、他の方式の遺言（検認手続の対象となる自筆証書遺言や特別の方式の遺言）についても同様であることからすれば、秘密証書遺言についてのみ、封印の有無にかかわらず、一律に開封手続を要するとする理由は乏しいと考えられる。また、封印要件が廃止された後も、遺言者が任意に封印を行うことは何ら否定されておらず、封印により開封手続を要するものとすることで、偽造・変造のリスクの軽減を図ることも可能である。

これらを踏まえると、同項の規律は見直さないとすることが考えられるが、どうか。（注）

(注) なお、封入された遺言書については、全て開封手続が必要となるよう同項の規律を見直すことについては、現行法の下での自筆証書遺言及び特別の方式の遺言における開封手続が必要となる範囲や行政罰の対象となる行為（第1005条参照）を変更することになり、混乱を生じさせるおそれがあることから、相当ではないと考えられる。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言については、第979条第1項の規律を見直し、以下のような規律を設けるものとする。

船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

(2) 一般隔絶地遺言については、現行民法第977条の文言の解釈を明文化し、規定の文言を明確化する観点から現行規定の文言を見直すことも考えられるものの、作成場面に関する現行民法第977条の文言の解釈や運用を変更するものではないことに加え、作成方法に関する規律を見直すこととしていないことも考慮し、現行の規律を維持することでどうか。

（補足説明）

1 船舶遭難者遺言を作成することができる場面の規律
部会資料14-1からの変更はない。

「急迫の危難」については、それが天災その他避けることのできない事変から生じていればよく、その種類・態様は問わないこととした上で、遺言者に対する「危難」である必要がないことや、具体的に想定される状況等について具体例を挙げつつ周知広報を徹底するものとしている。

5 2 一般隔絶地遺言を作成することができる場面の規律

部会資料14-1では、「伝染病による行政処分その他の事情により交通が途絶し、又は遮断された場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。」との規律を設けることが考えられる一方で、現行の規律を維持することも考えられる旨を記載していたところ、本文1(2)では、現行の規律を維持する方向性を記載している。

このような考え方については、前回会議において、公証人法が改正され、公証人が相当と認めるときには、ウェブ会議を利用して公正証書遺言が作成できることとされたことから、一般隔絶地遺言の存在意義はより小さくなつたものと思われるものの、天災等で交通及び通信が遮断された場合であり、かつ死亡の危急に迫っていないときなど、未だ一般隔絶地遺言が利用される場面が想定されることを踏まえると、現行の文言の解釈を明文化することによる不都合が生じる場合でない限りは、遺言の文言を明確化する観点から、これまでの部会における議論を踏まえて文言の見直しをすることが望ましいのではないかとの意見もあった。

もっとも、現行の一般隔絶地遺言の規定については、解釈上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由になしえない場所にある者をすべて含むものとされている点に異論はない。そして、船舶遭難者遺言においては、本文1(1)のとおり作成場面に関し、現行規定の下で解釈上作成が認められている場面も明文上含むものとするよう文言を改めることにとどまらず、新たに作成が認められる場面（「天災その他避けることのできない事変」）が加えられ、かつ後述する本文2(3)のとおり作成方式に関しても新たな方式が追加されるのに対し、一般隔絶地遺言においては、作成場面に関し、現行民法第977条の文言又は解釈によって作成が認められている場面を実質的に変更するものではなく、かつ作成方式に関しても見直すこととしていない。そのため、文言の見直しを行うか否かにかかわらず、現行民法第977条における解釈・適用に変更を生じさせるものではない。そうすると、一般隔絶地遺言における作成場面については、引き続き現行の規定及びその解釈によることとし、特段の文言の見直しを行わないこともなお考えられる。そこで、本文1(2)では、現行規定の文言を維持するとの方向性を記載している。

35

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律

作成方法に関する現行法の規律については、押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項及び第980条）を廃止するものとする。

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

死亡危急時遺言については、第976条の規律に加えて以下のような規律を設けるものとする。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

ウ 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。

エ 遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えることができる。

オ ウ及びエの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

カ 第976条第4項及び第5項（死亡危急時遺言における家庭裁判所による確認）の規定は、アからオまでの規定による遺言について準用する。

(3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

船舶遭難者遺言については、第979条の規律に加えて以下のような規律を設けることとしてはどうか。

ア 第979条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本文1(1)の死亡の危急に迫った者は、口頭で遺言をすることができる。

5

① 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するとき。

10

② 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を他人に送信するとき。

イ ア①の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

15

ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

20

エ ア①の場合において、ウの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

25

オ アの規定に従つてした遺言は、証人の一人、利害関係人又はア②の送信を受けた者から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

カ 第976第5項（家庭裁判所による確認）の規定は、オの場合について準用する。

(4) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における相続人の欠格事由等の規律

30

上記(2)及び(3)記載の新たな遺言の方式における相続人の欠格事由（第891条）及び普通の方式による遺言の規定の準用（第982条において準用する第968条第3項（自筆証書遺言の加除訂正）、第973条（成年被後見人の遺言）、第974条（証人及び立会人の欠格事由）及び第975条（共同遺言の禁止））については、以下のような規律を設けるものとする。

ア 相続人の欠格事由

相続人の欠格事由を規律する第891条第5号を改正し、次に掲げる者も、相続人となることができないものとする。

35

相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言における新たな方式により録音・録画された記録を不正に作

り、破棄し、又は隠匿した者

イ 普通の方式による遺言の規定の準用

普通の方式による遺言の規定の準用を規律した第982条を改正

し、以下のような規律を設けるものとする。

- ① 第968条第3項及び第973条から第975条までの規定は、死亡危急時遺言における新たな方式について準用する。この場合において、第968条第3項（自筆証書遺言の加除訂正）の規定を準用するときは、同項中「これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「これを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。
- ② 第973条から第975条までの規定は、船舶遭難者遺言における新たな方式について準用する。この場合において、第973条第2項（成年被後見人の遺言）の規定を準用するときは、同項中、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは、その旨を「書面に記載し、又は電磁的記録に記録して」と読み替えるものとする。

(5) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における検認手続等の規律

上記(2)及び(3)記載の新たな遺言の方式における検認手続の規律（第1004条、第1005条）及び遺言書又は遺贈の目的物の破棄に関する規律（第1024条）について、以下のように規律を改めるものとすることでどうか。

ア 第1004条関係

- ① 遺言書又は(3)アの録音・録画による記録の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書又は(3)アの録音・録画による記録の保管者がない場合において、相続人が遺言書又は(3)アの録音・録画による記録を発見した後も、同様とする。

- ② ①の規定は、(2)ア及び(3)アにより遺言をした場合において、①の保管者の一人が①の検認の請求をしたときは、その他の保管者については、適用しない。

イ 第1005条関係

ア①の規律により遺言書又は(3)アの録音・録画による記録を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外

において封印のある遺言書の開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

ウ 第1024条関係

遺言者が故意に遺言書又は(3)アの録音・録画による記録を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

(補足説明)

1 現行法の規律 (本文(1))

10 本文(1)について、部会資料14-1からの変更点はない。

2 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式 (本文(2))

15 本文(2)について、部会資料14-1からの変更点はない。

3 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式 (本文(3))

(1) 概要

20 本文(3)について、部会資料14-1からの実質的な変更点はない。

もっとも、前回会議においては、仮に証人の氏名等の口述が不要であるとした場合には、証人にいかなる行為を要求するかが規律の文言上は明らかではないこととなるため、証人の役割をどのように考えるかを整理し、どのような場合に証人が立ち会っていたと評価するかについて検討する必要があるとの指摘があった。また、「他人に送信」するとの方式要件を設けることについては、当該方式要件がどのような役割を持つと考えるかを整理した上で、多種多様なデジタル技術が活用されている現代社会において、いかなる行為であれば「他人に送信」する行為に該当すると考えるかについて検討することが必要であるとの指摘もあった。これらの指摘を踏まえ、以下では、証人の役割や「他人に送信」との方式要件の意義及び役割を整理し、その上で、それらの解釈の在り方等について検討することとする。

(2) 証人の役割等について

ア 現行民法における証人の役割

35 現行民法における公正証書遺言、秘密証書遺言、死亡危急時遺言、一般隔絶地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言においては、証人の立会いを要件としている。

各方式の遺言において証人がどのような役割を負っているかについて

は、民法上の「立会人」との区別とも関連して問題となるところ、通説によれば、証人は遺言が真実成立したこと、すなわち遺言が遺言者の真意に基づくものであることを証明する者で、遺言の内容を閲知する者であるのに対し、立会人は遺言作成の場に居合わせ、単に遺言成立の事実を証明する者であるとされる。

その上で、死亡危急時遺言においては、証人の一人が遺言者から口授を受けて遺言の趣旨を筆記するとともに、各証人が筆記の正確なことを承認した上で署名押印することとされているところ、遺言者の真意が正確に伝達され、誤りを予防するためと、証人間の通謀を防ぐために証人三人以上の立会いが必要とされている。また、船舶遭難者遺言においては、遭難状況下において証人を得ることが困難な場合が想定されることを踏まえ、証人は二人以上の立会いでよいとされており、証人は、遺言者が口頭で遺言する内容を聞き、その遺言の趣旨を筆記した上で、これに証人全員が署名押印することとされている。

イ 新たな遺言の方式における証人の役割

船舶遭難者遺言における新たな方式（本文(3)ア①）においては、規律の文言上は、証人に対し、遺言の内容を筆記するなどの特段の行為が求められないものの、果たすべき証人の役割としては、上記のような現行民法における証人の役割と変わることろはないものと考えられ、証人は、遺言が真実成立したこと、すなわち遺言が遺言者の真意に基づくものであることを証明する役割を担っているものと考えられる。

もっとも、新たな方式において方式要件とされている録音・録画は、撮影範囲の映像と音声を機械的に記録して再生することを可能とするものであり、遺言者の口述を正確に記録して再生するとの観点に限っていえば、証人の記憶以上の正確性を期待することができるものと考えられる。このような録音・録画の特性を踏まえると、上記のような現行民法における証人の役割のうち、遺言が遺言者の真意によってなされたものであることを証明するための前提となる遺言者が口頭でした遺言の内容を正確に記録して伝達する役割を録音・録画によって代替することができるものと考えられる。

以上を踏まえると、新たな遺言の方式における証人は、遺言者が口頭で遺言し、かつその状況を録音・録画していることを認識するとともに、当該遺言の趣旨を記憶するのみならず、口頭で遺言している状況やその際の周囲の状況等についても認識する役割を担い、後日遺言の有効性について紛争の生じた場合には、第三者からの働きかけの有無等も含めた遺言時における状況や、当該録音・録画による記録の内容と自己の記憶する

遺言者の口頭の遺言との齟齬の有無等を証言することなどが求められると考えられる。

(3) 「他人に送信する」との方式要件の意義及び役割並びに解釈の在り方等

ア 意義及び役割

5 (ア) 真�性を担保する機能

「他人に送信する」との方式要件により、客観的な送受信履歴が残されることとなるため、受信者の端末に残された送信者の情報（メールアドレス、アプリケーションのアカウント名等）や、関係者の陳述（当該メールアドレスやアプリケーションを平素使用していたのは誰であるか等）から、遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が、遺言者本人の意思に基づいて送信されたか否かを判断することが可能となると考えられる。また、遺言者が、自己の所有しない端末を用いて当該記録を送信することも想定されるが、遺言者の親族が所有する端末を用いて送信された場合や、遺言者が勤務先等から貸与されていた端末を用いて送信された場合であれば、当該端末の利用状況に関する関係者の陳述等によって、当該記録が遺言者本人の意思に基づいて送信されたか否かを判断することも可能であるものと考えられる。加えて、仮に遺言者が偶然周囲にいた者の端末を借り受けて送信した場合であっても、遺言者自身が管理するインターネット上のアカウント等を用いてメール送信等がされた場合であれば、当該記録が遺言者本人から送信されたか否かを検討することが可能であると考えられる。また、仮に遺言者が偶然周囲にいた者の端末を借り受けて、他人のアカウント等を用いてメール送信等がされた場合であっても、少なくとも送信者は受信者のメールアドレス等の情報を認識している者であり、偶然周囲にいた者の関係者の陳述や送信に用いられた端末の位置情報等から、当該送信に用いられた端末の所持者が遺言者の周囲にいた可能性の有無を判断することが可能であり、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の内容や送信時の文面（当該記録の送信と同時又は近接して送信されるメッセージやメール本文の内容等）等のその他の情報を併せて検討することにより、当該記録が遺言者本人から送信されたか否かを検討することも可能であると考えられる。このような観点からは、「他人に送信する」との方式要件は、当該記録が遺言者本人の意思に基づいて送信されたものであるかを検討し判断することを可能にする機能を有していると考えられる。そして、当該記録が遺言者本人の意思に基づいて送信されたものと判断できる場合であれば、当該記録が、遺言者本人が口頭で遺言している状況が録音・録画された記録であ

ることとあいまって、当該録音・録画により記録された口頭の遺言は、遺言者本人の意思に基づくものであると考えることができると思われる。その意味で、「他人に送信する」との方式要件は、真正性を担保する機能を有していると考えられる。

5 また、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録そのものについては、ディープフェイク技術等を用いることにより偽造されるおそれがあるとの指摘があることころ、たしかにそのようなおそれ自体は否定できない。もっとも、「他人に送信する」ことが方式要件に含まれる遺言について、虚偽の内容の録音・録画による記録を真正な遺言であると偽るためにには、当該記録に関する虚偽の送受信履歴も併せて作出する必要があるところ、通常、送受信履歴は自動的かつ機械的に残されるものであり、その履歴の真偽については、電気通信事業者への調査嘱託等によって把握できる通信履歴（場合によっては通信時の位置情報等も含む。）等と対照することによっても確認することができると考えられる。そのため、仮にディープフェイク技術等を用いて虚偽の内容の録音・録画による記録を作成することができたとしても、それを真正な遺言が記録されたものと偽るためにには、遺言と矛盾なく虚偽の通信履歴等（送受信者の端末に残された履歴のみならず、電気通信事業者に残された履歴も含まれる。）を作出する必要が生じることとなり、「他人に送信する」との方式要件を設けない場合と比較すると、真正な遺言であると偽ることは困難になるものと考えられる。このような観点からは、虚偽の内容の録音・録画による記録を作出しようとする意思が生じることを防ぐ効果を期待することができ、虚偽の内容の録音・録画による記録を作成することの防止にも一定の意義があるものと考えられる。

10

15

20

25 加えて、ハッシュ値は、元のデータを特定の計算手順（ハッシュ関数）を用いて変換し得られる固定長の値であり、電子署名を前提としたシステムではなく、各種ハッシュ値の計算ツールを用いてハッシュ値を算出することが可能であることから、送信を受けた者の端末に残された記録（遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録）が添付されたメール等を確認するとともに、同メール等に添付された当該記録と、確認手続や検認手続等で用いられる記録のハッシュ値を比較することにより、事後的な改ざんの有無を判断することも可能と考えられる。仮にメール等に添付された当該記録を端末に保存する際にプロパティ情報が変更され、その結果ハッシュ値が異なることがあり得るとしても、当該記録と確認手続や検認手続等で用いられる記録を再生して記録内容を比較することにより事後的な改ざんの有無を確認する

30

35

ことが可能と考えられる。このような観点からは、「他人に送信する」との方式要件は、事後的な改ざんの有無を確認することにも一定の意義があるものと考えられる。

以上より、「他人に送信する」との方式要件は、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が存在することとあいまって、真正性を担保する機能を有しているものと考えられる。

5 (イ) 真意性を担保する機能

10 遺言者の使用する端末に遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が保存されていた場合、当該記録が遺言の趣旨で作成されたものであるかどうかや、遺言として効力を持たせる意思があったものとそうでないもの(例えば、言い間違いをしたため途中で中断した場合や、記録後に翻意した場合)の区別が判然としないとも思われ、仮に遺言者が当該記録を遺言とする意思がなかったものの、削除する暇がなかったにすぎないような場合には、当該記録を有効な遺言として効力を生じさせることは、かえって遺言者の意思に反する結果ともなりかねない。これに対し、当該記録が他人に送信された場合であれば、上記(ア)のとおり真正性が担保されることとあいまって、遺言者において、当該記録内容を他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思があったことが担保されるものと考えられる。

15 20 このような観点からは、「他人に送信する」との方式要件は、真意性を担保する機能も有していると考えられる。

(ウ) 完成した遺言であることを担保する機能

25 上記(イ)記載のとおり、「他人に送信する」との方式要件は、当該記録を他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思があったことが担保されるものと考えられることを踏まえると、少なくとも遺言者において当該遺言が完成されたものであると認識していることが担保されるものと考えられる。

(エ) 遺言の存在を他人に確知させ、確認の審判の申立てを促す機能

30 現行民法が定める船舶遭難者遺言においては、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なれば、その効力を生じないとされており(第979条第3項)、確認の審判の時期については、死亡危急時遺言では「遺言の日から二十日以内に」とされているのに対し、船舶遭難者遺言においては「遅滞なく」と規定されている。「遅滞なく」とは、家庭裁判所に対し確認を請求し得るようになってから速やかにという意味であり、証人については危難を脱して帰還した時、利害関係人については自己に利害関係がある遺言の存在を

知った時を基準に遅滞の有無を決すべきであると解されている。

船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式についても、遺言が効力を生じ、その内容が実現されるためには、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が確実に保存されるのみならず、遅滞なく家庭裁判所に確認の審判を申し立てて確認を得ることが必要となるところ、証人の立会いを不要としている(3)ア②の方式にあっては、遺言の存在を他人に確知させ、確認の審判の申立てを促すことが重要であると考えられる。

かかる観点からは、「他人に送信する」との方式要件は、他人に遺言の存在を確知させるとともに、当該他人本人又は当該他人から当該遺言の存在についての報告を受けた推定相続人や利害関係人に対して確認の審判の申立てを促す機能があるものと考えられる。

イ 「他人に送信する」との方式要件の解釈の在り方

(ア) 「他人に」の解釈の在り方

上記ア(イ)(ウ)の観点を踏まえると、インターネット上のウェブサイトや電子掲示板に投稿した場合であっても、当該遺言の内容につき他人に伝える意思があったと整理し得ることから、電気通信事業者、インターネット上のウェブサイトや電子掲示板の管理人といった者であっても、「他人に」に該当すると整理する余地もあると思われる。もっとも、上記ア(エ)の観点からすれば、デジタル機器が広く社会に普及し、日常的に膨大な量の通信や投稿が想定される現代社会にあって、電気通信事業者、インターネット上のウェブサイトや電子掲示板の管理人において、投稿等された口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の存在を確知し、かつ同記録について確認の審判の申立てをすることは期待しにくく、これらの者を「他人」に含まれると整理することは相当でないとも考えられる。

また、上記ア(エ)の観点を踏まえると、確認の審判を申し立てができる者として送信を受けた者を加えることが相当である一方、不特定多数の場合も含むこととして「他人」の範囲に特段の限定を設けないこととした場合においては、家庭裁判所に対して同一の記録についての膨大な数の確認の審判の申立てがなされる余地を残すこととなり、相当でないと考えられる。もっとも、親族等に対して一括して送信する場合も想定されるところ、このような名宛人が特定された場合であれば、多数人ではあるものの、「他人」の範囲は限定されていると考えられる。

そうすると、「他人」とは、口頭で遺言する状況が録音・録画された

記録を送信する際における当該送信の特定の名宛人を意味し、その人数を問わないと整理することが考えられる。このように整理した際に 5 は、不特定多数人に対する送信は含まれないものの特定多数人に対する送信は含まれることとなるから、例えば、メーリングリストやグループ L I N Eへの送信は、当該メーリングリストやグループ L I N Eに 参加している者という点で、特定の名宛人に対する送信であり、「他人」 の範囲は限定されていることから、特定多数人の「他人」に対する送信と認められることとなると考えられる。

(イ) 「送信する」の解釈の在り方

例えばインターネット上のウェブサイトや電子掲示板への投稿などの場合、投稿の事実は確認できるものの、投稿に用いられた端末やアカウントに関する情報を直ちには確認できない場合も想定される。他人に確認の審判の申立てを促すとの上記ア(エ)の観点を踏まえると、このような場合においてまで、投稿の名宛人とされた者その他の投稿を閲覧した者に対し、相当の手続的負担等も生じ得る確認の審判の申立てを促すことは、酷であるようにも思われる。そのため、少なくとも、送信を受ける者、すなわち当該送信の名宛人において、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを検討して判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部につき、自己の端末から確認することができる必要と考えられる。

また、上記ア(イ)(ウ)の観点を踏まえると、「送信する行為」は、録音・録画により記録された口頭の遺言について、当該遺言が完成されたものであり、かつ当該遺言の内容を他人に伝えて効力を生じさせる意思があったことが外形上も明らかである行為であることが必要であると考えられる。

加えて、上記ア(ア)の観点を踏まえると、送信されたメール等に添付された口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を再生することにより、送信時における録音・録画された記録の内容と、確認の審判等が申し立てられた記録とを比較対照することができることも重要であると考えられることに加え、上記(イ)、(ウ)及び(エ)の観点からは、遺言者において他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思を有する対象が、どの記録であるかを明確にする必要もあると思われる。

したがって、「送信する」とは、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録につき、他人に伝える意思が外形上明白である行為であって、当該送信の名宛人（送信を受ける他人）において、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを検討し判断することを可能にする送

受信履歴の全部又は一部を、当該名宛人の端末から確認することができる行為であると整理することが考えられる。

以上を踏まえると、⑦遺言内容を他人に伝える意思が外形上明白であるか、①送信の名宛人において、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が遺言者本人から送信されたかを検討し判断するために、当該名宛人の端末から送受信履歴を確認できるかを検討することとなり、これらに該当する行為であれば、用いられた端末や通信手段の種類を問わず、他人に「送信する」に該当するものと整理することが考えられる。

具体的には、遺言者が、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録につき、自己の管理するクラウド上にアップロードして保存する場合は、他人に伝える意思の有無が判然としないと考えられることから、

「送信する」に該当せず、仮に、遺言者が当該記録の保存先のリンクをメール等で他人に送信した場合であっても、当該記録そのものを送信したものではないことから、「送信する」に該当しないものと考えられる。さらに、上記のとおりインターネット上のウェブサイトや電子掲示板への投稿のような場合においては、送信を受けた特定の名宛人の端末から当該記録の送受信履歴等を確認することができず、電気通信事業者等に対する調査嘱託等が必要となる場合も想定されることから、「送信する」に該当しないものと考えられる。(注1)。

これに対し、インターネット上に開設された遺言者本人の管理するブログやフェイスブック等の遺言者本人のアカウントを用いて名宛人が明示された投稿等が行われ、かつ当該投稿に遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が添付されていた場合については、当該名宛人(送信を受けた者)において当該記録が添付された投稿が、遺言者本人が使用しているアカウントを用いて投稿されたものであることは分かり得ることから、少なくとも遺言者本人から送信されたものであるかを判断することを可能にする送受信履歴の一部を確認することが可能であるため、「送信する」に含まれるものと考えられる。

なお、送受信履歴が残されることが前提となることから、通信障害等により送信ができなかった場合には、仮に遺言者が自らの端末において送信の操作をした場合であっても、「送信」に含まれないと考えられる(注2)。

(ウ) 小括

以上を踏まえると、「他人に送信する」とは、特定の名宛人に対し、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の内容を他人に伝える意

思が明白である行為であって、当該送信の名宛人において、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部を、当該名宛人の端末から確認することが可能である行為と解釈することが考えられる。(注3)(注4)

5 なお、「他人に送信する」の解釈を以上のように整理した場合、その解釈を可能な限り明文化し、可能な限り方式要件の意義を条文上でも明確化すべきとの指摘が考え得る。もっとも、近年デジタル技術が急速に発展しており、今後も新たな通信技術が開発されて普及することも想定されることからすれば、将来的な通信手段を用いた場合にも適用10 の余地を残すべく、ある程度抽象的な文言とせざるを得ないものと考えられる。

このような「他人に送信する」との方式要件の役割及び意義に関する考え方や、解釈の在り方につき、どのように考えるか(注5)。

15 (注1) 一般に、遺言は遺言者の財産状態の開示を伴うものであり、遺言者においても広く公開されることを忌避する傾向にあると思われることに照らすと、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録をインターネット上のウェブサイトや電子掲示板へ投稿することは、国内外を含めて広く遺言者自身の財産状態を詳らかにすることに等しく、そのような送信を認めることに対するニーズは高くはないものとも思われ、かかる投稿を除外したとしても、送信行為の対象を過度に制限しているものではないと考えられる。

20 25 (注2) 送信と同時に送受信履歴が残されることまでは必要とされないものと考えられる。そのため、遺言者が送信操作をした時点では通信障害等で送信ができなかつたものの、その後に通信障害等が解消された結果、時間的に乖離しているものの送信されて送受信履歴が残された場合であれば、「送信する」に該当すると考えられる。

(注3) 具体的には、メール、LINE、ショートメッセージを用いた送信は、「他人に送信する」に該当する。また、フェイスブック等のSNSを用いた送信であっても、遺言者が日常的に使用しているアカウントにおいて、メンション機能を用いて名宛人が特定されている場合や閲覧制限機能等を用いて閲覧できる対象が特定の者に限られている状況において投稿された場合であれば、「他人に送信する」に該当すると整理することが考えられる。もっとも、閲覧制限機能により閲覧できる対象が限られていた場合であっても、例えば、閲覧制限機能の範囲として「友人の友人まで」と設定した場合などのように、遺言者が「友人」として閲覧を許可した者だけでなく、当該「友人」において「友人」として閲覧許可した者についても、遺言者の投稿内容の閲覧が可能となる設定がさ

れた場合においては、遺言者においてその範囲を明確に認識できておらず、誰を名宛人としているかが不明であることから、「他人に送信する」には該当しないと整理することが考えられる。

(注4) デジタル技術の発展に伴って、将来的に新たな通信技術が開発され、社会に広く普及することも考えられる。そのような新たな通信手段を用いた送信行為についても、一概に否定するものではなく、当該通信手段につき、遺言内容を他人に伝える意思が明白な行為であるか、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部が当該名宛人の端末から確認することができるか、といった観点から、「他人に送信する」行為に該当するかを判断することになると考えられる。

(注5) 「他人に送信する」ことにより送受信履歴が残されることに加え、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が送信されることとあいまって、上記補足説明(3)アの意義及び役割を有するものと考えられる。そのため、メール等の文字情報に係る電磁的記録を送信することのみでは、そもそも誰が当該文字情報を入力したかも判然としないため、上記補足説明(3)アの意義及び役割を有するとはいひ難いものと思われる。そのため、本資料では、遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を送信することを前提に検討することとしている。

(4) 「その使用する電子計算機を用いて」との方式要件について
「その使用する電子計算機を用いて」とは、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を送信するに際して、遺言者が電子計算機を用いることをいい、遺言者本人が所有する電子計算機を使用する場合のみならず、他人が所有する電子計算機を使用する場合も含まれることと整理している。なぜなら、現在において広く社会に普及しているスマートフォン等の電子計算機については、勤務先から貸与された場合等使用者本人に所有権がない場合も見受けられるところであり、前記補足説明(3)ア(ア)のとおり、他人が所有するスマートフォン等の電子計算機から送信された場合であっても、関係者の陳述等から、当該記録が遺言者本人の意思に基づいて送信されたか否かを検討することも可能であると考えられることを踏まえると、あえて遺言者本人の所有する電子計算機に限定する理由もないと考えられるためである。

(5) 確認の審判の申立権者

現行の船舶遭難者遺言における確認の審判の申立権者は、「証人の一人又は利害関係人」とされている(第979条第3項)。このような規律は、船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式においても妥当するものと考え

えられる。もっとも、本文(3)ア②の証人の立会いを不要とする在り方においては、送信を受ける者が必ずしも推定相続人等の利害関係人であるとは限らないことから、本文(3)オでは、「送信を受ける者」にも確認の審判の申立権を認めることとしている。

5 もっとも、本文(3)ア②の証人の立会いを不要とする在り方においては、電気通信事業者に対する調査嘱託等が必要となる可能性があり、確認の手続において相応の手続的負担が生じ得ることからすると、利害関係のない送信を受けた者に確認の審判の申立てを義務付けることは相当とはいひ難いものとも思われる。そのため、送信を受けた者は、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の送信を受けたことを利害関係人に報告するとともに、同記録の複製等を提供して利害関係人に確認の審判の申立てを促すことができることとし、必ずしも自ら確認の審判の申立てをする必要はないものとも考えられ、本文(3)オは、このような考え方を前提としている。

10 15 このような考え方について、どのように考えるか。

(6) 新たな遺言の方式要件における遺言者及び証人の具体的な行為

上記(2)から(5)までの検討を踏まえると、船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式における遺言者及び証人の具体的な行為としては、以下のように整理されるものと考えられる。

20 ア 証人一人以上の立会いを要する方式（本文(3)ア①）

遺言者は、口頭で遺言することを要するが、その状況を自ら録音・録画により記録する必要はない。遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画により記録する趣旨は、その状況を機械的に記録して正確な状況を保存することにあることを踏まえると、証人や医師等の立会人が録音・録画により記録することも許容されると考えられる。

25 30 証人については、自らの氏名を口述することは求められておらず、文言上は特定の行為が求められていないものの、前記(2)のとおり、遺言者が口頭で遺言し、かつその状況を録音・録画していることを認識するとともに、当該遺言の趣旨を記憶するのみならず、口頭で遺言している状況やその際の周囲の状況等についても認識することが必要である。（注1）（注2）

35 また、録音・録画により記録する対象は、「証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況」であることから、少なくとも、当該録音・録画による記録において、証人一人以上が立ち会っていることが判別できる程度に、証人の容姿等が撮影されている必要があるものと考えられる。

イ 証人の立会いを不要とする方式（本文(3)ア②）

遺言者は、口頭で遺言することを要するが、その状況を自ら録音・録画により記録する必要はない。例えば、遺言者の依頼を受けた利害関係人等(第974条により証人となることができない者等)が、遺言者の使用する端末を用いて録音・録画により記録することも許容されると考えられる。

5

また、前記補足説明(3)イのとおり「他人に送信する」との方式要件について、特定の名宛人に対し、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の内容を他人に伝える意思が明白である行為であって、当該送信の名宛人において、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部を、当該名宛人の端末から確認することが可能である行為と整理されることを前提とすると、かかる行為と評価されるものであれば、送信するための端末操作そのものを遺言者以外の者が行ったとしても、「他人に送信する」との方式要件に該当すると考えられる。

10

例えは、遺言者の依頼を受けた利害関係人等が、遺言者の使用する端末を用いて、遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を、遺言者の指示する者に送信することも許されると考えられる。

15

(注1) 証人が自己の氏名を口述することについては、方式要件としては位置付け
20 ていない。

20

証人が自己の氏名を口述することを方式要件とした場合には、遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画した記録に、証人の容貌等が鮮明に記録されていたにもかかわらず、証人の氏名の口述がないことをもって方式違反として無効とすることは妥当とはいひ難いと考えられることなどを考慮すると、証人が自己の氏名を口述することは、証人の立会いの事実を推認させる事実の一つとして整理することで足りると考えられる。

25

(注2) このような考え方に対しては、規律の文言上、証人に何らかの行為が求められていないため、「証人一人以上の立会い」との方式要件を遵守したか否かの判断が難しい場合が生じうるとの指摘も考えられる。もっとも、ウェブ会議を用いて証人が立ち会った場合には、証人が生存している可能性が高く、同人の陳述等で証人一人以上の立会いがあったか否かを判断できる。また、口頭で遺言する状況を録音・録画した記録が送信された場合には、本文(3)ア②の方式に該当することとなる。そのため、「証人一人以上の立会い」との方式要件を遵守したか否かの判断が難しい場合とは、証人が遺言者の面前で立会い、遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が遺言者の端末に保存され、かつ遺言者と証人が死亡したものの同記録が発見された場合に

30

35

限られることとなると思われる。このような場合に関しては、録音・録画による記録内容から判明する証人の言動等を踏まえて、方式要件を遵守しているか否かを判断せざるを得ないものと思われる。

5 4 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における相続人の欠格事由等の規律（本文(4)）

(1) 部会資料14-1からの変更点

本文(4)ア及びイ①につき、部会資料14-1の記載から変更はない。

(2) 「遺言書」の解釈について

10 第891条の「遺言書」には、書面のみならず、死亡危急時遺言における遺言の趣旨が記録された電磁的記録も含むものと整理しているものの、死亡危急時遺言における遺言の作成過程が録音・録画された記録や、船舶遭難者遺言における口頭で遺言する状況が録音・録画された記録は含まれないものと考えられることから、「死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言に新たな方式により録音・録画された記録を不正に作り、破棄し、又は隠匿した者」との文言を加えることとしている。（注）

また、録音・録画された記録については、書面や遺言の趣旨が記録された電磁的記録と異なり作成名義人が存在しないことから、第891条第5号に規定された「偽造」や「変造」には該当しないものの、遺言者が死亡の危急に迫っており、意思表示すらできない状態であることを利用して、相続人が発議して遺言者の関与なく死亡危急時遺言又は船舶遭難者遺言における録音・録画された記録を作成した場合や、方式を遵守して作成された死亡危急時遺言又は船舶遭難者遺言に対して遺言者に無断で録音・録画された記録を編集して加除訂正その他の変更を加えた場合には、実質的に書面の場合の「偽造」や「変造」と異なるところはないことから、かかる場合は「不正に作り」に該当するものと整理し、欠格事由に該当することとしている。

(3) 新たな方式における「破棄」及び「隠匿」について

現行規定における「破棄」とは、遺言の効力を消滅させるような行為のすべてであり、遺言書を完全に毀滅させたり、判読できない程度に塗抹したりした場合だけでなく、前に書かれた遺言書の日付をその後に書かれた遺言書の日付以後に書き換えた結果、第1023条の「撤回」になる場合も破棄に当たるとされており、「隠匿」とは、遺言書の発見を妨げるような状態におくことをいうとされているところ、新たな方式における「破棄」や「隠匿」も同様に考えることができるものと思われる。

そのため、端末に保存された遺言内容が記録された電磁的記録や録音・録画による記録を削除又は消去した場合においては、「破棄」又は「隠匿」に

該当し得る場合があると考えられる。

もっとも、複数の同一内容のデータが存在することが容易に想定される電磁的記録においては、例えば、遺言内容が記録された電磁的記録をコピーするなどして複数保存していた場合において、そのうちの一つを発見しやすい箇所（例えばデスクトップなど）に保存し、残りを削除又は消去するような場合においては、遺言の効力を消滅させるような行為ではなく、遺言の発見を妨げるようなものでもないため、「破棄」や「隠匿」に該当しないものと考えられる。

いずれにせよ、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな方式についての「破棄」や「隠匿」については、遺言内容が記録された電磁的記録や録音・録画による記録の保存様態、同記録と同一内容の電磁的記録の有無等を踏まえつつ、第891条第5号の趣旨に照らして、同号の「破棄」又は「隠匿」に該当するか否かを個別具体的な事例において判断することになると考えられる。

(注) 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法第252条では、主文や事実等を記録した電磁的記録を「電子判決書」という旨規定されている。

20 (4) 船舶遭難者遺言における成年被後見人の遺言の規定の準用について

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設することに伴い、成年被後見人が遺言をする場合の規律については、後述する第5の1(1)のとおりの規律を設けることが考えられるところ、船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式においては、書面又は文字情報に係る電磁的記録を作成することが方式要件とされておらず、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が存在するのみであることから、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を、医師が書面又は記録に「記載する」ことや「記録する」ことはできない。

そこで、本文(4)イ②のとおり、立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を書面に記載し、又は電磁的記録に記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならないこととしている。（注1）（注2）

35 (注1) 現行民法における船舶遭難者遺言は、証人が遺言の趣旨を筆記することとされており（第979条第3項）、筆記は、その場でするべきはなく、船舶遭難の状

5 態が止んでからでよいと解されている。また、成年被後見人の遺言は、医師が、
遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状
態になかった旨を遺言書に付記して署名押印することとされている（第973条）。
そのため、遺言者が口頭で遺言する機会と医師が付記する機会が時間的に離れて
いることも許容しているものと思われる。

10 (注2) 医師については、証人と異なり、ウェブ会議等を用いての立会いを認めてい
ない。成年被後見人の遺言において立会いを要する医師は、遺言者が遺言をする
際において判断能力喪失の状態なく判断能力が回復していることを確認する必
要があるところ、そのためには、医師は、当該遺言者が口頭で遺言する状況のみ
ならず、口頭で遺言をする直前直後の状況（遺言作成を決意した経緯、端末等の
操作状況等）も踏まえつつ判断する必要があると考えられる。

5 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における検認手続等の規律（本文(5)）

15 (1) 検認手続と確認手続の関係

20 遺言は、公正証書遺言及び遺言書保管所により保管されている自筆証書
遺言書を除き、家庭裁判所の検認を経なければならないと規定されており
(第1004条)、検認とは、遺言の執行前において遺言書の状態を確証し、
後日における偽造もしくは変造を予防し、その保全を確実ならしめる目的
のものであり、その実質は、遺言書の形式・態様など遺言の方式に関する一
切の事実を調査して遺言書そのものの状態を確定し、その現状を明確にする
点にある手続であるとされている。検認手続は、遺言が遺言者の真意いでた
ものであるかどうかを判定する確認手続とは内容を異にしており、確認を
受けた遺言であっても、検認を受けなければ執行できないと解されている。

25 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新
たな方式を採用した場合にあっても、このような現行規定における検認と
確認の関係を維持することを想定している。もっとも、新たな方式により遺
言をする場合は、死亡危急時遺言においては文字情報に係る電磁的記録が、
船舶遭難者遺言においては録音・録画された記録が、それぞれ存在すること
となり、複製や記録の共有が容易であることに照らすと、複数人が同一の記
録を保管している場合も容易に想定されることから、かかる観点からの整
理が必要となると思われる。

30 (2) 検認義務者の範囲

ア 現行民法における規律

35 遺言の検認義務者については、「遺言書の保管者は、相続の開始を知つ
た後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなけれ

ばならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。」(第1004条第1項)と規定されている。保管者は、遺言者から遺言書の保管を託された者だけでなく、事実上保管している者も含むとされており、相続人の提出・検認義務は保管者のない遺言書を発見した場合に限られるとされている。これらの義務者が遺言書の提出を怠り、検認を経ないで遺言を執行した場合には、5万円以下の過料に処されることとされている(第1005条)。

イ 新たな遺言の方式における検認義務者の範囲

上記アの現行民法における規律は、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式にも妥当するものと考えられる。

なお、本文(5)ア①においては、検認義務者は、あくまで遺言書及び本文(3)アの口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の「保管者」であるとしており、船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式の「送信を受けた者」は、当然に「保管者」に含まれることとしている。もっとも、船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式の証人を不要とする在り方においては、特定多数人に送信されることも想定され、当該遺言に利害関係がなく、かつ確認の審判の申立てもしていない多数の者に対し、検認義務を負わせることが相当とはいひ難いとの指摘も考え得る。また、上記(1)のとおり、電磁的記録については、複製や記録の共有が容易であり、複数人が同一の記録を保管している場合も容易に想定されることを踏まえると、複製等された同一の記録の一つにつき検認の手続が行われた場合においては、もはや同一の記録の他の保管者において検認義務を負わせる実益にとぼしいと考えられる。そこで、本文(5)ア②では、検認義務の規律である第1004条第1項の規定は、(3)アにより遺言をした場合において、同記録の保管者の一人が検認の請求をしたときは、その他の保管者については、適用しない旨を規律することとしている。

このように整理することについて、どのように考えるか。

ウ 検認の対象

(ア) 現行民法における規律

検認の対象となる「遺言書」とは、抽象的には、公正証書遺言及び遺言書保管所により保管されている自筆証書遺言書を除くすべての遺言書である。もっとも、検認は、後日における偽造もしくは変造を予防し、その保全を確実ならしめるための手続であり、当該遺言が方式上有効か否かを判断することは検認手続の審理外のことであることから、当該遺言書が有効であるか否かを顧慮することなく見分等をする必要があるとされている。すなわち、方式に違背する遺言書は

もとより、撤回された遺言書も検認の対象となる。また、実体上無効とされる遺言書（被相続人に遺言能力がない場合や、遺贈の客体が存在しない場合など）についても検認の申請を却下できないし、完全に内容の重複一致する遺言書についても検認しなければならない。さらに、家庭裁判所の確認を経た遺言書も検認の対象とされなければならないとされている。

5 (イ) 新たな遺言の方式における検認の範囲

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式においても、上記の検認の対象に関する規律は妥当するものと考えられる。

10 もっとも、新たな遺言の方式においては、遺言内容が記載又は記録された「遺言書又は(3)アの録音・録画された記録」以外にも、遺言状況が録音・録画された記録（本文(2)ア柱書）や、医師において、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨記載された書面又は記録された電磁的記録（本文(4)イ②）が存在することとなる。

15 このような、「遺言書又は(3)アの録音・録画された記録」以外の記録等については、遺言の内容そのものを記載又は記録したものではないものの、遺言の方式を遵守するためには必要不可欠な書面又は記録であることから、検認の対象とすべきであると整理することも考え得る。

20 もっとも、検認は、遺言書の偽造・変造を防ぎ、かつ遺言書を確実に保存するための検閲・認証手続であることや、現行民法においても方式に違背する遺言書も検認の対象とされていることなどを踏まえると、検認の対象は、あくまで遺言内容が記載又は記録された「遺言書又は(3)アの録音・録画された記録」であれば足り、それ以外の書面又は記録については、検認の対象とはならないと整理することも考えられ、このような整理を踏まえて、本文(5)①の記載をしている。そのため、遺言状況が録音・録画された記録（(2)ア柱書）や、医師において、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨記載された書面又は記録された電磁的記録（本文(4)イ②）については、検認を要しないこととなると考えられる。（注1）

25 もっとも、このような整理をした場合であっても、遺言状況が録音・録画された記録（(2)ア柱書）や、医師において、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨記載された書面又は記録された電磁的記録（本文(4)イ②）についても、確実に保存することが好ましいことには変わりはない。そこで、家事事件手続規則等において、これらの書面又は記録を併せて提出する

こととする規律を設けることや、特段の規律は設けないものの、遺言者が任意にこれらの書面又は記録を提出した場合には、裁判官の裁量によって「遺言書又は(3)アの録音・録画された記録」と併せて保存することも許容されるとしても考えられる。(注2)

5

このような考え方について、どのように考えるか。

(注1) 船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式の証人を不要とする在り方においては、録音・録画された記録を他人に送信することとされているところ、遺言者が作成した元の記録は、遺言者の端末に保存され、その複製がメール等に添付されて送信されることとなるとも整理し得る。そうすると、検認の対象である「遺言書又は(3)アの録音・録画された記録」については、死亡危急時遺言における文字情報に係る電磁的記録や船舶遭難者遺言における録音・録画による記録については、複製された記録であっても該当するものと整理せざるを得ないとも考えられる。

10

(注2) 仮に家事事件手続規則等にこのような規律を設けた場合であっても、その取扱いは、裁判官の裁量に委ねられることとなると思われ、仮にこれらの書面又は記録を提出しない場合であっても、検認が却下されるものではないものと考えられる。

15

20 (3) 「封印のある遺言書」について

「封印のある遺言書」(第1004条第3項)とは、封に押印のある遺言書の意味であり、単に封入されている遺言書は含まれないと解されている。死亡危急時遺言においては文字情報に係る電磁的記録、船舶遭難者遺言においては録音・録画された記録が存在することなるところ、各記録を閲覧するに際してパスワード設定がされている場合も想定されないではないが、そのような場合については、「封印」には該当しないものと整理している。なぜなら、紙媒体の遺言書が封印されていた場合には、その形状(大きさ、厚み等)や封紙の記載等から、封紙内に遺言書が存在する蓋然性を推測できるものの、上記各記録については、ファイル名のみから記録内容を推測できることは限らず、その内容を閲覧せざるを得ない場合も考えられる。

25

そのため、仮に上記各記録を閲覧するに際してパスワード設定がされていた場合であっても、「封印」には該当しないものと整理している。

第5 その他

30

1 成年被後見人の遺言

(1) 民法第973条(成年被後見人の遺言)について、以下のような規律に

改めるものとする。

ア 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

5 イ 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

10 ウ 保管証書による遺言に立ち会った医師は、イに規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

エ 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙にイに規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

(2) 遺言書保管法において、以下のような規律を設けるものとする。

15 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、(1)ウによる申述をさせることができる。

2 遺言の証人及び立会人の欠格事由

20 民法第974条（証人及び立会人の欠格事由）の規律を以下のように改めることで、どうか。

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができないものとする。

① (略)【第974条第1号と同じ】

25 ② 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族

③ 受遺者（推定相続人である者を除く。以下③において同じ。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）

④ (略)【第974条第3号と同じ】

30 3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。

(補足説明)

1 成年被後見人の遺言

35 (1) 部会資料14-1からの変更点

部会資料14-1から実質的な内容に変更はない。

(2) 前回会議での指摘についての考え方

前回会議では、成年被後見人が保管証書遺言をする場合について、医師がどの場面で立会いが求められるのかとの指摘があった。

この点について、保管証書遺言においては、遺言者は、自ら遺言の全文を記載し、又は記録することが求められるものではない一方で、遺言の真意性等を担保するため、本人確認の後、遺言の全文の口述が求められるのであるから、その口述の際に、医師が立会いをすることが求められると考えられる。そのため、医師は、その口述の際、遺言者が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書保管官に申述しなければならないものと考えられる（注）。

（注）秘密証書遺言については、その性質上、封書を公証人の前に提出した時に事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨判断されれば足りることから、その際に医師が立ち会うものと解されている。

15

2 遺言の証人及び立会人の欠格事由

(1) 前回からの変更点

部会資料14-1では、「受遺者の被用者（受遺者が法人である場合にあっては、被用者及び役員）」を欠格事由とすることを提案していたが、後記(2)ウのとおり、その被用者が欠格事由となるのは、受遺者のうち推定相続人に当たらないものに限ることが相当であるとも考えられることから、「受遺者」について、「推定相続人に当たる者を除く。」との限定を付す旨の修正をしている。

25

また、この修正に伴い、改正後の第974条の規律の全体像を明らかにするため、受遺者に関する規律以外の規律も本文に記載している（第974条第1号及び第3号並びに第2号のうち推定相続人に関する規律を変更するものではない。）。

(2) 受遺者の被用者を遺言の証人及び立会人の欠格事由とすることについて

ア 前回会議では、受遺者の被用者を証人等の欠格事由に追加することに關し、その受遺者の被用者が遺言者に働き掛けて受遺者に有利な遺言をさせることを防止する必要性がある点に異論はなかったものの、「被用者」の範囲が明確でなければ、証人等が欠格事由に該当することにより遺言が無効となる事案が増加するのではないかとの指摘及び欠格事由の範囲が拡大することで適切な証人等を確保することが困難になるのではないかとの指摘があった。

30

イ このうち、適用範囲の明確性に関しては、被用者の解釈について具体例

を挙げて適用範囲を明確にする必要があるとの指摘があったほか、遺言者がきちんと理解し得る形でのルールを周知する必要があるとの指摘があつた。

まず、受遺者の「被用者」を欠格事由とした場合に、いかなる範囲の者が「被用者」に該当するかは最終的には解釈に委ねられることとなり、その際には、受遺者が被用者を通じて遺言者に不当な影響を与えることを防止するという目的や、その適用範囲の明確性等が考慮されることになると考えられる。もっとも、欠格事由のある者が証人等となったことが遺言の無効事由の一つであることからすると、その適用範囲は、遺言の時点で遺言者にとって明確であることが重要であるとも考えられる。このような観点を踏まえると、受遺者の「被用者」には、受遺者との間に直接の雇用関係にあることを要することが必要であるとも考えられる。このように考えた場合には、事実上の指揮命令関係にある者や受遺者の子会社との間で雇用関係を有するにとどまる者は欠格事由に該当しない一方で、アルバイトの従業員や、他社に派遣されている労働者であっても派遣元との間でなお雇用関係がある者は、受遺者との雇用関係がある以上、欠格事由に該当すると解釈することになると考えられる。このような考え方のほか、受遺者が被用者を通じて遺言者に不当な影響を与えることを防止するという目的を重視すると、雇用関係に当たらない委任関係にある者等も「被用者」に含まれるとの解釈も考えられるところであるが、のような場合でも、被用者に該当するか否かは遺言の作成時点で判断されるものである以上、受遺者との関係で定型的、類型的に判断されることになると考えられる。(注1、2)

以上のような観点からは、被用者との文言に代えてより限定的な意義を有する文言を用いることも考えられるものの、「被用者」との文言は、公証人法第35条第3項第5号にもあることからすると、これと異なる規律を設けることは利用者にとって複雑となることから相当でなく、新たに民法に規定する遺言の証人等の欠格事由としての「被用者」の文言の解釈について明確にすることが有益であるとも考えられ、この点については、当部会での議論等を踏まえ、適切に周知する必要があると考えられる。

また、この点に関し、前回会議では、欠格事由を厳格にしても、あえて別会社の従業員を証人等とするなどして規制をすり抜けることができ、欠格事由を拡大する実益は乏しいのではないかとの指摘があった。これに対しては、規制をかいくぐる者がいるとしても、受遺者の被用者が証人等となることが遺言者に不当な影響を及ぼす危険のあるものであること

を明らかにする意義があるとの指摘もあった。前記のとおり、欠格事由の適用範囲は、遺言の時点で遺言者にとって明確である必要があること、欠格事由に関する定めをかいくぐる形で、受遺者に有利な遺言がされた場合には、遺言能力の有無や、公序良俗違反等の他の遺言の無効事由による判断に際して、そのような事情が考慮され得ることになることからすると、悪意をもって欠格事由を回避するような事例が生じ得ることを理由に被用者に欠格事由を拡大する意義が失われるものではないとも考えられる。

ウ 次に、前回会議では、欠格事由を拡大することにより適切な証人等を確保することが困難となるのではないかとの指摘があったところ、欠格事由を拡大する以上、一定の範囲で証人等を確保しにくくなる面は否定できない。特に、遺言者が推定相続人に対する遺贈をする場合にも欠格事由を拡大することとすると、推定相続人に承継させることを前提とする遺言に際し証人等を確保しにくくなることから、受遺者が推定相続人である場合に、その被用者を欠格事由とすることは相当ではないとも考えられる。また、前記のとおり、推定相続人が雇用により遺言者の身の回りの世話をする者が遺言の証人等となるケースなど、推定相続人が受遺者となる場合における被用者と遺言者との関係には様々なものがあることからすると、一律に受遺者の被用者であることをもって遺言に関与することが適切でないということはできないとも考えられる。

そこで、前記(1)のとおり、その被用者が欠格事由に該当する受遺者から、推定相続人である者を除くものとすることで、推定相続人に対する遺贈がされる場合に、その被用者は欠格事由に該当しないものとする旨の修正をしている。

また、前回会議では、受遺者の被用者が遺言者に働き掛けて受遺者に有利な遺言をさせることを防止する必要性がある点に異論はなかったところ、身元保証事業者の中には利用者からの遺贈等を受ける方針の業者が一定数存在するとの指摘もあった（注3、4）。このように、遺言の作成手続の適正を確保するため、受遺者の被用者が関与することを防止する必要が高いことを踏まえると、これにより、証人等を確保しにくくなる面があることは、やむを得ないとも考えられる。また、推定相続人ではない者に対する遺言において、受遺者の被用者が証人等となるのは、多くの場合、受遺者が、その被用者を紹介し又は手配したためであると想定できることからすると、これを防止することによって、過度に証人等が確保しにくくなるということはできないとも考えられる。

以上のほか、前回会議では、第974条は、特別方式の遺言にも準用さ

れるところ（第982条）、死亡危急時遺言や船舶遭難者遺言を念頭に、同条とは異なる規律を設けるべきではないかとの指摘があった。しかし、死亡危急時遺言等は、遺言者の口頭により遺言が行われ、遺言の証人がその趣旨を遺言書に記載することとされており、証人は、遺言書の記載が真実遺言者の意思によるものであり、また、真意に基づきされていることを明らかにする点で、特に遺言の内容に利害関係を有しない立場にあることが必要であるとも考えられる。そうすると、死亡危急時遺言等について、証人等の欠格事由を緩和することは相当でなく、また、推定相続人以外の者が遺贈を受ける場合には、被用者を通じて遺言の内容に影響を与えるように配慮すべきであるとも考えられる。

エ 以上を踏まえ、上記(1)のとおり、その被用者が欠格事由となる受遺者の範囲を限定することとしつつ、被用者が遺言の証人等となることができないとの規律を設けることが相当であるとも考えられるが、どうか。

(3) 受遺者が法人である場合の役員を遺言の証人等の欠格事由とすることについて

前回会議では、受遺者が法人である場合に、その役員を遺言の証人等の欠格事由とすることについて、異論はなかった。そこで、代表権の有無や業務執行を行っているか否かに関わらず、受遺者の役員を遺言の証人等の欠格事由とすることとしている。

なお、前回会議でも議論のあったとおり、現行法上、第974条には証人等の欠格事由を限定的に列挙しているものと解され、受遺者が法人である場合には代表権を有する取締役等の役員も含め、遺言の証人等の欠格事由に該当するということはできないと考えられるところ、仮に類推適用により受遺者の役員が遺言の欠格事由に当たると解する場合には、かえって遺言者の意に反して遺言が無効となる事態を増加させることになるとも考えられる。このような観点からすると、受遺者が法人である場合の欠格事由の範囲を明文化することが相当であるとも考えられる。（注5）

(注1) 第974条第3号の「公証人の書記及び使用人」は、当該公証人と雇用関係にあるか否かによって判断されると解釈されている（蕪山巖ほか「遺言法体系I〔補訂版〕」242頁、本山敦編著「逐条ガイド相続法—民法882条～1050条一」296頁）。

(注2) 民法第715条では、不法行為の使用者責任について、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定しており、判例上、「本条の被用者とは、報酬の有無、機関の長短を問わず、広く使用者の選任によりその指揮監督の下に使用者の経営

する事業に従事する者を指す。」などと解釈され、例えば、元請負人は、下請負人が使用している第三者の不法行為について責任を負う場合があるとされている（大審院大正6年2月22日判決・民録第23号212頁、最高裁昭和37年1月24日判決・民集第16巻12号2368頁等）。もっとも、不法行為の使用者責任の規定における「被用者」は、被害者の保護のため、使用者の経済活動に伴う事故については、使用者が損害賠償責任を負担すべきであるとの報償責任（一定の結果が実現したという場合、その結果を生み出すような活動から利益を得ている者がいるとすれば、その者が損害についても負担すべきであるという考え方をいう。）ないし危険責任（危険な物を作りだしたり、保有あるいは所有したりしている者に責任を負わせようという考え方をいう。）の観点から解釈がされており、このような観点から、直接の雇用関係にない場合であっても、事実上指揮命令関係にあるときには「被用者」に当たる場合があると解釈されている（窪田充見著「不法行為法 民法を学ぶ（第2版）」10頁、206～209頁）。

そうすると、同じ「被用者」との文言であっても、遺言者に対する不当な影響を排除する観点に加え、事後的に遺言が無効になることによる事態を防止するため、その適用範囲を明確にすることが求められる民法第974条の「被用者」については、異なる解釈をすることが許容されるとも考えられる。

(注3) 本文記載のほか、内閣官房等が令和6年6月に取りまとめた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」では、高齢者等終身サポート事業者が利用者から遺贈を受けようとする場合、主な利用者が判断能力の低下が懸念される場合もあり得る高齢者が中心であること、事業者にとっては、サービス提供に係る費用をかけなければ、将来、遺贈を受けられる財産の額がその分増大することになるという利益相反的な状況になり得ることから、利用者の死後に相続人との間で、利用者の遺言能力の有無等をめぐってトラブルが生じやすいとの指摘や、利用者から遺贈先の相談を受ける場合には、真に利用者の意思による自発的な遺贈先の選択を促すことが望ましいとの指摘等がされている。(同ガイドライン18頁～21頁)

また、総務省行政評価局が令和5年8月に公表した「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 結果報告書」では、身元保証等高齢者サポート事業者に關し、利用者からの寄付・遺贈が、利用者の自由な意思に基づかないような場合には、利用者本人との間のみならず、遺族や相続人との間でもトラブルの原因となり得るとの指摘がされ、また、地方公共団体等への調査において、以下のように、利用者は親族に遺産相続をさせたい意思があったが、遺言書に事業者に対して財産を遺贈する旨が記載されるなど、遺言書の内容が本人の意思と異なっており、当該寄付・遺贈が本人の自由な意思に基づかないものであると考えられる例がある旨が紹介されている。(同報告書44頁～47頁)

5 ・利用者が事業者と財産管理に関する契約を締結した際に、事業者から言われるがままに、利用者の死後、全財産を事業者に遺贈するという内容の遺言書を作成させられたという相談があった。地域包括支援センターが利用者の意思を確認したところ、親族に遺産を相続させたいため、遺言書の内容を修正したいと考えていた。このため、当市町村は弁護士に相談し、遺言書について利用者の意思に沿った内容に作成し直した。なお、利用者については、判断能力が不十分になってきていたことから、成年後見の申立てを行った。

10 ・介護施設等に入所するに当たって事業者と契約を締結した高齢者について、当該高齢者が入所する施設が、当該高齢者の財産を全額寄附するよう求める内容の手紙が事業者から届いたことを不審に思い、弁護士に相談したことがあった。

15 施設からの相談を受け、弁護士が調査を行うと、既に遺言書が作成されており、当該高齢者が保有する財産の管理や運用、処分をする権利を当該高齢者の親族に与えていたが、重度障害者であるため、事業者に財産管理等の権利を再付与し、最終的に事業者が財産を受け取る内容となっていた。このため、弁護士が遺言書を修正し、事業者との契約も解除した。

20 (注4) 遺贈に関する事案ではないものの、裁判例には、身元保証等高齢者サポート事業者が利用者との間で身元保証契約とともに締結した死因贈与契約が、その内容及び締結の経緯に照らすと、「いわば社会的弱者とされる高齢者に身元保証を提供する代わりに合理的な理由もないままその死亡時の不動産を除く全財産を無償で譲渡されることにより控訴人が利益を得るものであって暴利行為と評し得るものであり、その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となるから、公序良俗に反し無効というべきである」と判示したものがある（名古屋高裁令和4年3月22日判決（公刊物未搭載・TKC25592408））。

25 (注5) 受遺者が法人である場合に法人の代表者や代表者以外の役員について、証人となることはできないと解すべきとの見解がある（前掲・蕪山ほか242頁）。もっとも、第974条は、欠格事由に該当する者を制限的に列挙したものとされており（前掲・新版注釈民法(28)124頁〔久貴忠彦〕、前掲本山296頁）、受遺者が法人である場合の法人の代表者等について、欠格事由に当たると解釈することは困難であると考えられる。

30

3 所要の整備

本文記載のとおり見直しをする場合には、それに伴って一定の整備が必要となると考えられるため、所要の整備をするものとすることを提示している。

35 その際、自筆証書遺言書を遺言書保管所において保管する場合の保管、証明等の手続についても、遺言者等の利便性を図る観点から、保管証書遺言書に関する手続と併せて、ウェブ会議の方法による本人確認を認める、遺言書情

報証明書の電磁的記録の提供請求を認めるなどの規定を設けるものとすることが考えられるが、この点についてどのように考えるか。

(後注) 細則を法務省令で定めることが予定されている本文の規律は以下のとおりである。

5

1 民法関係

(1) 保管証書遺言

- ・遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること。（本文第1の1(2)ア(ア)①）
10
・ア(ア)②及びイにかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、ア(ア)②の口述又はイによる通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。（本文第1の1(2)ウ）

15

(2) 成年被後見人の遺言

- ・遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。（本文第5の1(1)イ）

20

2 遺言書保管法関係

(1) 保管の申請手続

- ・①の申請に係る保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない。（本文第1の1(2)エ(ア)②）
25
・①の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない。（本文第1の1(2)エ(ア)③）

(2) 外国語による保管証書遺言書の保管の申請手続

- ・(ア)に加え、申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及びア(ア)②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下同じ。）の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。（本文第1の1(2)エ(イ)）

35

(3) 本人確認、口述の手続

5 ・遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。(本文第1の1(2)エ(ウ)①)

10 ・遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めることは、①にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、①に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。(本文第1の1(2)エ(ウ)②)

15 ・遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めることは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人(遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人)が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述又は(イ)の通訳をさせることができる。(本文第1の1(2)エ(ウ)③)

(4) 遺言者による保管証書遺言書等の閲覧請求等

20 ・遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めることは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。(本文第1の2(1)エ)

(5) 保管証書遺言書の保管の申請の撤回

25 ・遺言書保管官は、遺言者が3(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している保管証書遺言書(書面に限る。)を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその保管証書遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。(本文第1の3(3))

30 以上